

↳ 建物の修繕を行った場合の減価償却

Q : 当社では今年に入り本社ビル（平成3年4月取得、定率法にて償却中）の修繕を行いました。この修繕は資本的支出に該当するため減価償却が必要です。建物の減価償却方法は定額法のみで改正されたと聞きましたが、この資本的支出についても定額法を採用しなければならないのでしょうか？

A : 平成10年4月1日前に取得した建物に対する資本的支出ですので、建物について採用されている償却方法（定率法）により減価償却を行います。

【解説】

建物の減価償却方法は、平成10年度改正によって定額法しか適用できないとなっておりますが、この適用の対象となる建物は、平成10年4月1日以後に取得した建物とされていますので、平成10年4月1日前に取得した建物には適用されません。また、資本的支出部分の減価償却はその支出の対象となる資産の償却方法に従うこととされています。したがって、ご質問の場合ですと、平成3年に取得した建物に今年資本的支出をしたということですから、その資本的支出部分は建物の償却方法と同じ定率法によって減価償却をすることとなります。

ちなみに、この規定は建物についてのみ適用されますので、新規にビル等を取得して建物と建物付属設備に区分しているような場合には、建物付属設備については改正前と同様、定額法又は定率法のいずれかを選択適用することができます。

